

生徒心得

校訓 『かん おん せん く 感恩先苦』

感…感謝、感動、感情、感心、感激
恩…恩人、恩返し、恩師、恩恵
先…率先、先頭、先生、先輩、先人
苦…苦勞、苦手、苦痛、苦しい、苦言

感恩先苦とは…自然と人さらに物に至るまで、その恩に感謝し世に奉仕し生きる

私たちは福知山淑徳高等学校の生徒として、本校の教育精神を尊重し、誇りと自覚をもって自主的に次の諸項を守り、実践に努め、よりよき校風の向上につとめる。

- 1 感恩先苦の精神を生活の中に実践し、人格の向上につとめる。
- 2 学校生活を通じて、自主性を高め、社会性を豊かにし、よき自己の実現につとめる。
- 3 何事にも努力を惜しまず、自ら学び、自ら考え、将来よき社会人となるようつとめる。

授業

- 1 教室は学習活動の場として、常に美化し、よき環境を保つようみんなが留意する。
- 2 学習は常に自主的かつ積極的に研究する態度で行う。
- 3 始業の合図と共に定められた座席につき、みだりに席をかえない。
- 4 授業中、不必要なものを持ち込まず、授業に集中する。
- 5 授業中、制服以外のものを着用する必要があるときは、先生の許可を受ける。
- 6 授業中、他の生徒又は学習の妨げとならないよう行動に注意する。

考査

- 1 スマホは電源を切り、鞆の中に入れておく。
- 2 まじめな態度で受験し、不正行為をしない。また、誤解をうけるような行動は一切慎む。
- 3 受験中の物品の貸借、私語は絶対しない。必要があるときは監督先生に指示を受ける。
- 4 答案が早くできても、定められた時間内は教室外に出ない。
- 5 考査1週間前及び考査期間中は、職員室に入室できない。
- 6 不正行為が認められた場合は、会議を経て学校長が適切な処置をとる。

届出

- 1 欠席は保護者より、その理由を届け出る。
- 2 事故・病気欠席が1週間以上にわたるときは、保護者名により学校長に届け出る。
- 3 長期にわたって現住所を変えるときは、目的、期間、行き先等を担任に届け出る。休暇中も同様である。

- 4 休学、転学、退学する場合は別に定める様式に従い、保護者から学校長に願い出て許可を受ける。
- 5 忌引は次の通り定める。
父母又は親権者…………… 5日
祖父母、兄弟姉妹…………… 3日
曾祖父母、伯叔父母…………… 1日
その他、3親等以内の血族… 1日
- 6 本人又は家族が感染症にかかったときは、直ちに学校に届け出て許可を受ける。
- 7 始業から放課までは許可なく出門しない。必要あるときは担任に願い出る。
- 8 生徒証明書を紛失したときは、ただちに交付願を担任を通じて提出し、再発行してもらう。
- 9 放課後、特別教室、その他の学校備品を使用するときは、担当の先生に目的と時間を申し出て、許可を受ける。
- 10 学校の備品又は器具を破損した場合は、必ず担任に届け出て指示を受ける。
- 11 各証明書及び通学証明書交付願は、少なくとも3日前には提出する。

所持品

- 1 生徒証明書は常に所持し、いつでも提示できるようにする。
- 2 物品の売買、金銭の貸借は原則として禁止する。
- 3 所持品には必ず学年、組、氏名を明記し、貴重品は学校へ持ってこない。
- 4 校内で金銭物品を紛失したり拾得したときは、ただちに担任、又は指導部に届け出る。
- 5 授業に必要なでないものは持ち込まない。
- 6 学校や他人の物を無断で使用してはならない。

校内生活

- 1 朝は気持ちよくあいさつをかわし、出入りは定められた昇降口から行う。
- 2 自転車は許可シールを貼り所定の場所にきちんと整頓して置く。
- 3 校舎内では指定の上履きを使用する。(体育館シューズは体育館のみ) 廊下は常に静かに歩行する。
- 4 学校備品を使用する場合は、必ず先生等に届け出て丁寧に扱う。むやみに破損した場合は、それ相当の責任を負う。
- 5 食事は定められた時間と場所で行う。
- 6 清掃に励み、常に美化に努める。

校外生活

- 1 常に「淑徳生」としての誇りと自覚をもって行動する。
- 2 禁止された場所には絶対に立ち入らない。
- 3 徒歩通学生は右側通行(歩道)を励行し、常に安全に努める。
- 4 自転車通学を希望する者は、学校に願い出て許可を得る。

- 5 自転車通学生は必ず道路の左端を1列に進み、交通規則を守る。(2人乗り、傘さし運転、イヤホンは厳禁)
- 6 電車・バス通学生は、車中でのマナーを守る。
- 7 定期乗車券利用の諸注意を守り、不正使用は絶対にしない。
- 8 無断外泊は禁止する。
- 9 アルバイトについては、必ず学校に願い出、許可を得て行う。
- 10 原動機付自転車免許を取得する場合は学校に願い出て、許可を得る。(許可条件は別に定める)
- 11 自動車免許を取得する場合は学校に願い出て、許可を得る。(自動車学校入学の時期等は別に定めるが、在学中運転は厳禁する)

服装等に関する規定

- 1 本校指定の制服を着用する。
- 2 制服はみだりに手を加えて型をかえてはいけない。
- 3 夏服は6月1日から9月末日まで着用し、冬服は10月1日から5月末日まで着用する。制服調整期間は別途定める。
- 4 休暇中登校する際も必ず制服を着用する。
- 5 運動服等は学校規定のものを使用する。
- 6 頭髪を加工してはならない。(パーマ、染色、脱色、エクステ等)
- 7 化粧は禁止。装飾品も認めない。(ピアス、ネイル等)
- 8 やむを得ない事由により異装するときは、担任に届け出て学校の許可を受ける。

令和5年4月1日改訂